

損保ジャパン対ユニオン・パシフィック事件 判決要旨 4 : Carmack 修正と Stagers 鉄道法の遵守

2006 年 8 月 4 日
安藤 誠二

当法廷は既に、外国を起点とし通し船荷証券の下で移動する国際運送の国内鉄道区間には、当事者が COGSA 責任条項を国内運送人に拡張していても、Carmack が適用されると決定したため、残る問題は、ユニオン・パシフィックがクボタのトラクターに適用される運送条項を交渉したとき、ユニオン・パシフィックは荷送人に、Stagers に従って、「代替条項」(alternative terms)及び Carmack の責任全額担保を受ける機会を提供したか否かである。もし機会が提供されていれば、Carmack と Stagers に従い、その代替条項がユニオン・パシフィックの責任を制限する。もし機会の提供が無く、他に防禦手段もなければ、Carmack と Stagers の要求に従わなかったユニオン・パシフィックは、トラクター価格の全額に対する責任を負うことになる。地裁が Carmack でなく COGSA がクボタ運送に適用されると決定したため、地裁にはユニオン・パシフィックが Stagers 条件を満足したか否かを検討する機会がなかった。更に、ユニオン・パシフィックが Stagers 条件を満足したか否かの問題は、第一審裁判所である地裁が当法廷より適切に評価できる事実問題と法律問題を発生させる可能性がある。従って、当法廷は、ユニオン・パシフィックが法 1052(e)条の要件を満足した否か検討するため、本事件を地裁に差戻すことが賢明であると判断する。

しかしながら、ユニオン・パシフィックが控訴審で行った MOL 船荷証券が Stagers 要件を満たしているとの主張について検討を避ける理由はない。MOL 船荷証券の一包当り\$500 の責任制限を「代替条項」と見るべきであり、MOL 船荷証券の第 29(2)条が「クボタに貨物の全価格を申告して全額賠償を受ける、法 11706 条が求める、機会を与えたとユニオン・パシフィックは強調した。第 29(2)条は次のように定める。

前記第 29(1)条の如く US COGSA が適用されるときは、貨物のまたは貨物に関する損失または損害に対して、運送人または船舶は、一包当り、または非包装貨物については慣習的運賃単位当り、米国合法通貨\$500 を超える責任を、如何なる場合にも負わない。但し、貨物の価格が申告され、本船荷証券表面の申告価格欄に記入されたときは、此の限りでなく、第 6(2)条が適用される。

第 29(2)条は COGSA の下での全額賠償選択権を定めているが、Carmack の下での全額賠償選択権を規定していないため、ユニオン・パシフィックの主張には論拠がない。勿論、COGSA の下で得られる責任制度を Carmack 下で得られる責任制度に代用しても、もし両者が同一なら、当たり障りのない誤りであろう。しかし既に論じたとおり、COGSA 責任が過失を基礎とするのに対して、Carmack 責任は厳格責任に根ざしている。このように、ユニオン・パシフィックの責任は COGSA または Carmack 何れの注意基準によっても良いとするユニオン・パシフィックの主張は要点を外れている。COGSA と Carmack が二つの異なる責任基準を設けているため、ユニオン・パシフィックと契約した荷送人が幾つかの賠償責任形態から選択する機会を持ち、厳格責任制度の下で全額賠償を得るため高額の運賃支払いを取止めたと推定することはできない。

当法廷は、MOL 船荷証券は Stagers 要件を満たさないと判断する一方、ユニオン・パシフィックが Carmack/Stagers 要件を充足する異なる主張を展開する可能性については、異なる主張の当否に関して意見を表明しない。